毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
5月8日
（金曜日）

目　次

○告示
道路の区域の変更（道路整備課）……一
道路の供用の開始（道路整備課）……一
○公告
国土調査の成果の認証（政策企画課）……一
県営人形池地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……二
県営玉泉地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……二
県営七田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……二
山陽小野田都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……二

山口県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年五月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類	県道
路線名	下関美祢線
道路の区域	

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
下関市大字員光字東河内一〇八六の二地先から同市同大字字鍛次屋七七二の五地先まで	旧	最狭 九・五 最広 一五・二	四八六・〇	
	新	最狭 一六・〇 最広 二六・七	四八六・〇	道路改良工事の完了による。
下関市大字員光字鍛次屋七八八の一地先から同市同大字字徳前六四五の五地先まで	旧	最狭 八・三 最広 一五・一	五六七・〇	
	新	最狭 一一・〇 最広 二〇・三	五六七・〇	

山口県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下関美祢線	下関市大字員光字東河内一〇八六の二地先から同市同大字字鍛次屋七七二の五地先まで	令和八年五月九日
	下関市大字員光字鍛次屋七八八の一地先から同市同大字字徳前六四五の五地先まで	

（一四二）国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和八年五月八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	令和五年三月二十九日から令和七年二月十二日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	深川湯本及び日置上の各一部
美祢市	令和四年四月一日から令和七年二月二十五日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	美東町綾木の一部
〃	令和五年四月三日から令和七年二月二十五日まで	〃　〃	豊田前町今山及び豊田前町嶽の各一部

二　認証年月日

令和八年五月八日

（一四三）　県営人形池地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営人形池地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年五月八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　縦覧に供する書類

県営人形池地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二　縦覧の期間

令和八年五月十一日から同年六月一日まで

三　縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

（一四四）　県営玉泉地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営玉泉地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年五月八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　縦覧に供する書類

県営玉泉地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二　縦覧の期間

令和八年五月十一日から同年六月一日まで

三　縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

（一四五）　県営七田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営七田地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年五月八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　縦覧に供する書類

県営七田地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二　縦覧の期間

令和八年五月十一日から同年六月一日まで

三　縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

（一四六）　山陽小野田都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、山陽小野田都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和八年五月八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　開催の日時

令和八年六月一日（月曜日）午後二時

二　開催の場所

山陽小野田市日の出一丁目一番一号
山陽小野田市役所

三　公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

㈠　変更する山陽小野田都市計画道路三・四・四新開作二軒屋線
次のとおりとする。

㈡　変更する山陽小野田都市計画道路三・四・三十六大久保吉田地線
次のとおりとする。

㈢　変更する山陽小野田都市計画道路三・六・十六竜王山西線
次のとおりとする。

四　公述の申出の手続

㈠　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和八年五月二十五日（月曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三－八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、令和八年五月二十五日までの消印のあるものに限ります。

㈡　公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

㈢　公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

㈣　㈡及び㈢に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五　その他

㈠　公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三－九三三－三七三三）にしてください。

㈡　関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号
山口県土木建築部都市計画課
宇部市琴芝町一丁目一番五〇号
宇部土木建築事務所
山陽小野田市日の出一丁目一番一号
山陽小野田市建設部都市計画課
山陽小野田市大字鴨庄九四番地
山陽小野田市山陽総合事務所地域活性化室
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の㈡の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

令和八年五月八日印刷
令和八年五月八日発行

発行所
山口県庁

発行人
山口県知事